

第20回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月28日(月)午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 15番 中井 悟
会長職務代理 7番 西元 道啓
委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝
3番 高山 重人 5番 岩間 勇市
6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志
9番 石井 妙司 10番 金子 辰四郎
11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫
13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一
16番 伊藤 忠幸
- 4 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 農地法第4条の規定による許可申請について
第7 農地法第5条の規定による許可申請について
第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第9 令和4年農作業雇用標準賃金について
- 5 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

6 会議の概要

議長

ただいまの出席委員は、15名であります。
定足数に達しておりますので、これから第20回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、10番 金子委員と11番 安田委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第19回の総会以降の諸般について、報告いたします。

第19回総会以降、特になし

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

No1～No6について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があ

ったので、受理の可否について、議決を求める。
令和4年2月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、他者に譲渡するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約の理由は、契約相手を変更するためです。なお、図面ですが、後に出てくる議案2号1番とほとんど同じように見えますが、解約のこちらは基盤整備前のため〇〇番は内地番となっています。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、譲渡するためです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、譲渡するためです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、契約相手を変更するためです。なお、図面ですが、後に出てくる議案5号13番・14番と場所は同じですが、〇〇番がこちらは内地番となっています

ご審議お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

13番
(坂井委員)

番号1番、内容については事務局説明の通りです。場所なのですが、〇〇を渡りまして、〇〇方面へ向かいます。〇〇を渡りまして〇〇ほど、〇〇方面に向かいまして左に降りていく場所があるのですけれども、その圃場になります。

番号2番、内容については事務局説明のとおりです。場所につ

きましては、〇〇を渡り、右へ〇〇の方へ向かうのですが、〇〇を渡って〇〇ほど行くと〇〇があるのですけれども、そこを過ぎまして、〇〇さん宅があるのですけれども、その一角の部分になります。

2番
(近藤委員)

番号3番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇から〇〇を〇〇に向かいまして、〇〇さんの隣〇〇の近くであります。〇〇さんの住宅と〇〇挟んで一角であります。

16番
(伊藤委員)

番号4番、内容については事務局説明のとおり譲渡するための解約です。場所ですけれども、〇〇から〇〇方面へ〇〇ほど戻ったところから山側の方へ〇〇ほど入った所の土地になります。

7番
(西元委員)

番号5番、内容については事務局説明のとおり譲渡するための解約でございます。場所に関しましては、ちょうど〇〇と〇〇の合流する〇〇からもう少し〇〇側の〇〇を山側に入っていくと〇〇さん住宅、〇〇さんの住宅がございます。その近くとなります。

11番
(安田委員)

番号6番、内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇の〇〇に向かいまして、右側にある農地です。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議長

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議長

議案第1号は、原案のとおり受理することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

No.1～No.2について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定及び所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和4年2月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、各年月日については、記載のとおりです。図面については先ほど説明した議案第1号2番の〇〇番が内地番ではなくなったものとなっています
別紙調査書についても記載のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。

別紙調査書についても記載のとおりです

ご審議お願いいたします

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

13番
(坂井委員)

番号1番、内容については事務局説明のとおりでございます。場所なのですが、議案第1号2番で説明した場所です。

1番
(黒川委員)

番号2番、内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇を〇〇の隣に〇〇さん宅がございます。左側裏手になります。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第2号については、原案のとおり決定し、許可することとします。

日程第6、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

No.1について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和4年2月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1、申請者は〇〇、土地等については記載のとおりです。申請理由は、農業用倉庫改築のためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、第2種農地になり、小集団農地のため、既存の営農用ビニールハウスを農業用倉庫に改築するものであり、転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1の案件は許可相当の可否について意見を求めるものです。

ご審議お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

7番
(西元委員)

番号1番、内容については事務局説明のとおりです。場所に関しては、〇〇さんの住宅の脇にある農地でございます。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第3号については、北海道農業会議へ諮問することといたします。

日程第7、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

No.1について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和4年2月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇、土地、金額については記載のとおりです。申請理由は、〇〇の本工事施行のための基点となる事務所及び宿舍他用地として使用するため、令和4年3月31日まで許可を受けている件について、令和6年3月31日まで一時転用の期間を延長するものです。

補足として、この土地は平成26年に一時転用の許可がでており、その後平成29年に事業計画の変更を行い、令和4年7月まで転用期間の延長を行いましたが、このたび追加工事が発生し、それに伴い転用期間を再度延長するものとなっています。

別紙、調査書をご覧ください。

農地区分は第2種、概ね500m以内に駅、温泉宿泊施設、公営住宅、小学校があり、市街地に近く、交通の利便性、生活・通信インフラが整っている場所を選定したものであり、一時転用することはやむをえないと事務局では判断しました。

一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1の案件は許可相当の可否について議決を求めるも

のです。

ご審議お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

2 番
(近藤委員)

番号1番、内容については事務局説明の通り〇〇工事の延長に伴い令和6年までになります。場所につきましては、〇〇の裏になります。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

No.1については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

引き続き、No.2について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号2番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇、土地、金額については記載のとおりですが、土地については昨年10月の総会にて、農振の除外について上程しており、区域外となっています。譲渡価格については畑の条件が悪いため記載の価格となっています。申請理由は、営農用車両駐車場、通路及び旋回場所、堆積場として使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分は第1種で第1種農地については原則不許可となっておりますが、農業用施設の用に供する場合は不許可の例外となっております。本件につきましては、営農用車両用駐車場等として、転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号2の案件は許可相当の可否について意見を求めるも

のです。

ご審議お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

15番
(伊藤委員)

番号2番、内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇の〇〇さん宅の裏の土地になります。

全委員

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

議 長

異議なし

全委員

原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

議 長

異議なし

No.2については、北海道農業会議へ諮問することといたします。

日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

No.1～2について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和4年2月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇円です。なお、この圃場については、貸し手の〇〇さんより、ため池の水を使用できないなどの条

件があり、畑として利用するため、この価格となっております。
貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

13番
(坂井委員)

番号1番、内容については事務局説明のとおりです。場所なのですが、〇〇より〇〇ほど〇〇方面へ向かいまして、〇〇さん宅があるのですが、その裏になります。

2番
(近藤委員)

番号2番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇の〇〇さんの〇〇挟んで〇〇に2箇所、山の方にあります。〇〇さんと〇〇で3年にわたって売買ということで。これで最後であります。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案のNo.1～2について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

No.3について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)

再開します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします

議長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

14番
(杉本委員)

番号3番、内容については事務局説明のとおりです。場所に関しましては、図面の右下側に〇〇を渡りまして、〇〇方面へ向かいます。〇〇を渡りまして〇〇ほど〇〇方面に、向かいまして左に降りていく場所があるのですけれども、その圃場になります。

議長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

本案のNo.3について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

No.4について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)

再開します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から、補足説明を願います。

6番
(宮武委員)

番号4番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇から〇〇の方へ向かい〇〇から〇〇ほど進みましたところを左に曲がりますと、圃場となっております。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案のNo.4について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

No.5～6について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)

再開します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号6番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします

議長

引き続き、担当委員から、補足説明を願います。

6番
(宮武委員)

番号5番6番についてご説明いたします。内容については事務局説明のとおりです。価格については、区画整備が2回ほどありましたが、参加しておらず、小さい圃場ばかりで下水排水等も整備されていたため、このようになりました。場所につきましては、〇〇から左に曲がりまして、〇〇さん宅を〇〇ほど下って山側に進んだ場所になります。

番号6番の内容をご説明いたします。内容については事務局説

明のとおりです。場所につきましては、〇〇さんの道路向かいの圃場となっております。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案のNo.5～6について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

No.7～14について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇

円、畑で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。
別紙、調査書については記載のとおりです。

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、新規の貸付です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で〇〇円、畑で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書については記載のとおりです。

番号12番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号13番、利用権設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、畑で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるためです。

なお、13番・14番の図面については先ほど説明した議案第1号6番の図面の中で〇〇番が内地番ではなくなっています。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号14番、利用権設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、畑で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

1 番
(黒川委員)

番号7番、内容については事務局説明のとおりです。場所は、〇〇を左に曲がりまして、〇〇の方へ行きます。その向いに〇〇さんの家があります。その裏手の田んぼになります。

1 2 番
(坂野委員)

番号8番、内容については事務局説明のとおりです。場所は、〇〇さんの南に1箇所と、川を挟んでもう1箇所になります。

1 6 番
(伊藤委員)

番号9番10番について説明いたします。9番ですが、内容については事務局説明のとおりです。場所ですけれども、議案第1号4番で出てきた場所と、〇〇から少し〇〇側に戻ったところに〇〇があるのですけれども、その裏手と、道路を挟んで向い側に〇〇ほど入ったところになります。

番号10番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇の手前〇〇ほど入った所に〇〇さん宅があるのですけれども、その横に〇〇があるのですけれども、〇〇ほど山の中に入った所の圃場になります。図面を見ていただきますとわかると思いますが、上の方に圃場があるのですが、〇〇さんが全て作っている土地となりますのでよろしく願いいたします。

7 番
(西元委員)

番号11番、内容については事務局説明のとおりです。場所は、議案第1号5番で説明申し上げた水田。畑が増えているのですけれども、〇〇さんの住宅の脇にある畑でございます。

1 1 番
(安田委員)

番号12番、内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、図面を参照して頂きたいのですが、図面の上の方に〇〇がありますが、〇〇さんの住宅から少し〇〇側に戻りますと、〇〇さんの住宅がありまして、少し〇〇よりに〇〇ほど山の方に進んだところにある農地です。図面の黒くなっている所が元々〇〇さんが耕作している所ですが、今回合わせて賃貸することになりました。

番号13番14番、内容については事務局説明のとおりです。

場所ですが、議案第1号6番で出てきた、〇〇の〇〇付近の農地ですが、〇〇より半分を〇〇で、〇〇より半分を〇〇で賃貸することになります。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案のNo.7～No.14について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

日程第9、議案第6号 令和4年農作業雇用標準賃金の改定についてを議題といたします。

第19回総会で、「振興・農政専門委員会」に付託しておりますので、近藤委員長から検討した結果について報告をお願いします。

2番
(近藤委員)

2月3日の総会終了後に振興・農政専門委員会を開催し、専門委員の皆さんと協議を行いました。お手元に配布しております、令和4年農作業雇用標準賃金改定案について説明させていただきます。手作業賃金につきまして、現行の1時間当たりの賃金900円については、昨年10月北海道労働局が最低賃金を861円から889円に引き上げておりますが、引き上げ後の額を上回っておりますことから、当委員会としましては日額7,200円と据え置くことに決定しました。

また、各作業について協議した結果、各作業賃金については令和3年度から据え置くことと決定しましたが、改正が必要な事項として、昨今の燃料費高騰が心配される情勢を踏まえて、付記事項として「燃料価格高騰時においては、双方協議決定すること（手作業を除く）」と追記することとしました。

なお、お手元の資料右下、付記の4として追記しております。

以上、振興・農政委員会で検討し、提案させていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただ今、近藤委員長から報告がありました。ご質問等はありませんか。

全委員 　　(質疑なし)

議 長 　　報告のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員 　　異議なし

議 長 　　それでは、近藤委員長からの報告のとおり決定することとします。

　　なお、この賃金表を農家の皆さんと、各事業所に配布することといたします。

　　その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(高田局長) 　　次回総会は3月31日(金)を予定しておりますが、1月に開催を予定しておりました、振興・農政専門員会について、総会開催前に実施をしたいと考えておりますので、1時30分から専門委員会、3時15分から農業委員会総会を開催予定でおります。ただ、今後の感染拡大状況によっては、変更となる場合もあろうかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

　　その他の報告といたしましては、お手元の参考資料①、水田活用直接支払交付金の見直しに係る実態調査結果概要についてです。

　　これにつきましては、12月の総会時に、農政系からも照会がありました。道から市町村への意見聴取の結果について、道農政部がまとめたものとなります。

　　道農政部ではこの調査結果をもとに、2月に農水省との意見交換を行っており、農水省からは、今後の5年間において意見交換を行い、現場の課題を検証し、今後の対策を検討していきたい、

コロナが収束したら現地に出向き、地域における水田農業のあり方について、生産者の声をお聞きしたいとの返答があったとのことです。

道としての今後の対応につきましては、資料最終ページに記載されておりますが、今後、各地域協議会において、地域の水田農業の方向性の検討を求められるものと予想されます。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況につきまして、今年度分をお手元に配布させていただきましたので、よろしく申し上げます。

事務局
(小柳係長)

その他の報告といたしまして、お手元の参考資料②をご覧ください。

今月の9日に北海道農業会議主催で令和3年度ブロック別農地業務担当者研修会がオンラインで開催され、私小柳が出席いたしました。

その中で、あくまで方針であり決定事項ではないのですが、今後3年程度の周知・作成期間を経て、人・農地プランを法定化し、農業委員会が集落の農地について、地域内の農地の出し手、受け手から情報を収集し、目標地図の原案を作成すること、また農地ナビにタブレットを用いたアンケートで収集した出し手・受け手の意向を反映させた現状地図を作成するようになるとのことでした。

なお、これに関連して、以前少し総会にて触れたタブレットの導入ですが、当初は令和3年度予算にて執行する予定でしたが、国の方で各自治体の配布台数決定等が遅れていることから執行が令和4年度に見直されました。詳細については決定通知等があり次第報告させていただきます。以上です。

以上で報告を終わります。

議長

閉会宣言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第20回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟

